重要文化財 玉置神社社務所及び台所 素屋根建設工事

仕様書

Ⅰ　工事概要

１．工事名称　　重要文化財 玉置神社社務所及び台所 素屋根建設工事

２．工事場所　　十津川村玉置川１番地　玉置神社境内地内

３．工事期間　　着工：契約締結後
　　完了：令和６年１２月２７日

４．工事内容　　重要文化財 玉置神社社務所及び台所の修理のため、全体を覆う素屋根を枠組足場及び単管本足場で建設し、仮設電気設備として分電盤、コンセント、照明器具、吊装置（H形鋼）等を設ける。

５．一般事項

イ）本工事は奈良県契約規則により実施する。

ロ）この仕様書は工事の概要を示すものであり、施工に際して、設計書に明記のない事項及び疑問を生じた場合は、すべて係員の指示に従って誠実に工事を遂行すること。

ハ）比較的軽微と思われる、仕様変更に伴う資材及び工数の増が生じた場合も、請負金額は変更しない。

ニ）工事現場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用及び喫煙等は一切禁止する。又火災防止、人身事故等の防止には万全を期すること。

ホ）施工にあたっては請負者の現場担当者を定め、係員と工事工程を綿密に協議のうえ、工事の進行・調整を計る。

ヘ）工事に使用する材料はすべて新品とし、担当係員の検査を受け、合格したものだけを使用する。

ト）工事の写真は、着工前・作業中・完了時にそれぞれカラー写真撮影を行う。撮影にあたってはボードに工事名称、工種、撮影年月日、撮影箇所、仕様、形状寸法等を記入し、被写体とともに撮影する。竣工後に隠れて見えなくなってしまう部分については、各種検査の際に確認できるよう撮影する。現場または工事写真で確認できない場合には、請負者の経費負担により破壊検査を行うことがあるので、入念な撮影を行うよう留意する。撮影した写真は工事着工前から完成までの経過が把握できるよう一括して順序良く整理する。整理した写真は工事完了後速やかにＡ４判の工事写真帳に、撮影箇所・工事種類・撮影年月日がわかるようにまとめて２部提出すること。また撮影データはＣＤ－ＲやＤＶＤ－Ｒ等の電子媒体に焼き付けて提出すること。

チ）工事は原則として、土曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

リ）喫煙場所・休憩所の設置位置については係員の指示に従うこと。
ヌ）工事完了後は、不要な残材等を搬出・処分し、跡片付け・清掃を行うこと。

Ⅱ　工事仕様

１．施工条件

イ）立地条件

建設地は標高 1076m の玉置山の山頂付近（標高 960m）に位置する。途中、玉置山駐車場までは大型車も通行可能であるが、玉置山駐車場から車止めまでの間（約 600m）は狭隘のため、2t トラック以下のみ進入可能である。車止めから建設地までの約 200m の区間は急階段である。

電気については支給とする（既設の引込開閉器盤(WS-1)より分岐のこと）。水道がないため、水は持ち込みとする。トイレは境内のものを使用できる。

なお、境内は国史跡であり、工事対象は国重要文化財に指定されているため、毀損には十分留意すること。

また、今回工事により境内を東西に二分する形となるため、工事期間の全て（夜間を含む）において、参拝者を通過させる歩行者通路を設けること。

ロ）モノレールの貸与について

車止めから建設地までの運搬手段として、既設のモノレール（積載荷重 500kg）を貸与する。現在は最大積載長 2m の平台車が接続されているが、係員と協議の上、長尺用台車等と入れ替えてもよい。使用に伴う燃料・消耗品代および工期内に故障した際の修理費（請負者の責によるか不明な場合を含む）はすべて請負者の負担とする。竣工時には点検整備の上返却する。

なお、上記消耗品にはレールを含まないものとし、返却時の点検においてレールが損耗し張替えを要する状態であった場合には、別途工事または変更契約とする。

２．規模・構造

素　屋　根：桁行 40.2m、梁間 26.8m、棟高（GL より）14.0m/（構台下端より）24.5m、最高高さ 27.8m（構台下端より）、軒高 8.1m（北側）、平面積 1026.11 ㎡、屋根面積 1230.13 ㎡。

切妻造、南・東・西面はインチ枠組足場、北面は単管本足場、内部棚足場は単管組、建地・床束足元養生敷板に釘打ち、棚足場は杉足場板敷詰めの上構造用合板 t=12 張り、屋根波形カラー鉄板（大波・ペフ付）ビス留め（一部ポリカ乳白色）、側廻りは防炎メッシュシート（灰色）張り。

３．枝払い・伐採

建設に先立って、以下の支障樹木の枝払い・伐採を行う。

・南側：サカキ２本（伐採）、杉巨樹※９本（枝払い）
・北側：シャクナゲ６株（15 ㎡）（枝払い）
※杉巨樹については、切断面に癒合剤を塗布すること。

その他、作業上の支障樹木がある場合には、所有者の立会の上、適宜枝払い・伐採を行う。

４．電柱支線撤去

素屋根建設の支障となる敷地内電柱１本（関電「タマキヤマ 186」NTT「タマキヤマ 192G1」）の支線を撤去する（電柱は存置する）。また、電柱より社務所外壁に取り付けられている保安器までの間の電話線を撤去する。共架されている防犯カメラ通信線は素屋根に受け替える。構内スピーカー配線は切断する。（本電柱・電話線・保安器はＮＴＴ西日本の所有のため、請負者よりＮＴＴ西日本に申し込みのこと）

５．素屋根建設

素屋根建設予定地の周囲の状況を確認の上、縄張りにより建設位置の確定を行う。西面のモノレールプラットフォーム（既設）および南面の杉巨樹との位置合わせに十分に留意する。

南側には単管組の構台を設ける。構台は解体した石材を保管するため、積載荷重 1.5t/㎡を確保する。構台支柱および横架材は 910㎜ 間隔以下とし、適宜筋交を設ける。構台下の地盤は軟弱のため、幅 250㎜ 以上の敷板を連続して敷き、ズレ止めとして 910㎜ 間隔以下で単管杭を十分に（1500㎜ 程度）打込む。構台床は防腐剤を塗布した杉足場板 2 層を直交方向に敷並べた上に構造用合板 t=12 張りとする。

南/東/西面はインチ枠組足場組とし、四周を高さ 1.7ｍの鳥居型建枠で 1.829ｍ×1.219ｍのブロックを基本に並べる。建枠の足元は養生敷板の上にジャッキベースを固定してこれに差込み、根搦み単管で繋ぐ。各段の建枠は鋼製布板を掛け渡し、交差筋交を両面に取付け、連結ピンで上下建枠と連結する。所定位置に階段枠を取付ける。各区最上段の建枠の上部には連結ピンで単管を差込み、添え単管で補強して、各通りの合掌を受ける。

棚足場の建地は 1.829ｍ間隔で養生敷板に固定した固定ベースに立て、足元に根搦み単管を取り付ける。

棚は足場板上面が茅負下角から 60 ㎝下がりとなる程度を目安として根太受け布単管を半間割に通して、杉足場板を１間あたり８枚以上配し、10 番なまし鉄線で根太受け布単管に緊結する。足場板の上には t=12㎜ の構造用合板を敷き詰めビス留めする。社務所と台所で床高が異なるため、棚足場の東西でレベルが異なることに留意すること。また、棚足場のうち石垣上部の幅２間の範囲は後日撤去するので、切り離しが容易になるように接手を設けること。

東西の追掛けのうち、各１か所には 2t 土嚢袋を設ける（既存モノレールプラットフォームに使用のものを移設する）。足元は建地と根搦みで繋ぎ、また要所にも建地と繋ぎを取付ける。南側の追掛け下部先端は杭打する。

合掌は、単管を用いたトラス形式で所定の勾配で組み、陸梁・振止め・追掛等で補強する。中央通りはアーチ状に曲げた単管を添えて補剛する。北側端部については、地山に接地させ、単管杭を打ち込みズレ止めとする。

屋根下地はスギの角材（幅６㎝、厚 4.5 ㎝）とし、屋根鉄板の長さに合わせて割り付け、根太クランプで合掌に取付ける。

屋根は波形カラー鉄板（大波、グレー、ペフ付）を２山半及び 15 ㎝以上重ねて葺き、押縁を当てて屋根下地に木下地用専用ビスで止める。1 間あたり 1 列を目安にポリカ乳白色の明り取り(W=500 程度)を設ける。棟は幅広の棟押え板を拝みにして取付け、トタン板で覆う。特に雨漏りが危惧される避雷設備用マストの立ち上げり箇所の施工には注意すること。屋根全面には強

風により鉄板が飛散しないように安全ネットを張る。

壁面は全面に防炎メッシュシート（グレー）を張る。

北側軒先には合成樹脂の雨樋を金具で取り付け、竪樋とパイプで所定の排水溝に雨水を流し込む。南側軒先には雨樋は不要である。また、南側には屋根面の点検用に外部跳出足場（W=1000、手摺付き）を設ける。

妻足場は、社務所東西妻面に設ける。屋根面上に単管組、幅 600mm、杉足場板敷詰めとし、屋根トラスより吊り、側足場より適宜控えを取る。冬期に 30cm 程度の積雪が見込まれることから、東側の妻足場は、下部に支柱を設置して、積雪時支保工と兼用できるようにする。圧縮荷重に対して座屈しないよう、横方向に単管・筋交を十分に設けること。

電動チェーンブロック用のレールとして H-150x75x5x7 を屋根トラス下端に６通り設ける。レールの接続部に段差が生じないよう十分に留意すること。

参拝者通路は床を設けず地盤現しとし、幅真々1200mm、有効高さ 2000mm 以上を確保する。社務所との境は、全面を高さ 2000mm のクリア樹脂パネルとし、内部の様子を見学できるようにする。リアカーが通行するため、段差の生じる箇所は合板張りのスロープを設ける。

崖側への転倒を防ぐため、北側斜面に単管杭を 1500mm 以上打ち込み、14mm^2 以上のワイヤーロープで棟通りに緊結する。杭打箇所はできるだけ素屋根より離し、増締めができるようターンバックルを設けておく。たわみのないように事前にレバーブロック等で十分に緊張する。

将来の屋根面の点検に備え、棟上（避雷針下）に親綱を設置する。

６．電気設備工事

１）概要

既設の引込開閉器盤(WS-1)より幹線を敷設し、素屋根内に電灯分電盤を設ける。

素屋根内の指定の場所に高天井用 LED 灯 17・LED 照明 34・防犯灯 3・コンセント 57（1 口×18、2 口×39、接地極付）を取り付ける。また、電動チェーンブロック 5 台を設置する。

２）電気器具

分電盤は 28 回路（うち予備回路 2）とし、結線図に指定の通り漏電ブレーカー、安全ブレーカーを設ける。

使用器具は以下の通りとする。

高天井用ＬＥＤ灯：メタルハライドランプ 400W相当、単相 200V、広角タイプ
（公共施設型番 LSR2W-200）

ＬＥＤ照明：直付け天井灯 6900lm（公共施設型番 LSS10-4-65）

防犯灯：20W蛍光灯相当品（自動点滅器付）

コンセント：露出コンセント（接地極付）とし、全てプラスチック製防雨ボックス（想定品：未来工業ウオルボックス WB1-J）内に取付ける。

棚足場各階には光誘因式捕虫器（イカリ消毒 LED オプトクリン７同等品）を各３台（計 12 台）設置し、専用コンセントを設け、各階のスイッチでまとめて入切できるようにする。

３）機械器具

屋根トラス下のＨ形鋼６通りのうち５通りに 240kg 電動チェーンブロック（揚程 15m 以上、

トロリー付、単相 100V、無線操作式、想定品：キトーEDM24ST）各１台（計５台）を設置する。
給電ケーブルは VCTF3.5-3C とし、約 6m ごとに H 型鋼用ケーブルトロリーで吊込む。

４）その他

本工事で使用する材料・器具等はすべて新品とし、JIS 規格及び関係法令等の基準に合格したものを採用する。

多湿環境下のため、器具・コンセントはすべてアース付きとし、器具外でのケーブル接続部はプルボックス内に収納する（ナイスハット等ＶＶＦジョイントボックスは不可）。

配線については、後日撤去が予定されている棚足場（平面図 A-1～4 参照）を避けるよう留意すること。

７．避雷設備工事

１）概要

素屋根の棟に単管によるマストを４本設置し、架空地線を張る。

２）標準的工事手順

素屋根建設段階で棟に４本マストを取り付ける。波板鉄板屋根が葺き上がった後、架空地線を取付金物でマストに張り渡す。４本のマストは２本ずつ支線を張って転倒を防止する。架空地線から立下線を２本下ろし、東側の既設接地極に接続する。立下線は電線管で保護し、既設接地極には接続端子で繋ぐ。避雷設備設置後、調整試験を実施する。

３）材料

架空地線：直径２㎜の銅線 13 本撚り
架空地線取付金物：単管パイプ用、金物は黄銅製、バンドは鉄溶融亜鉛メッキ仕上げ
支持金物：鉄溶融亜鉛メッキ仕上げ
支線：メッセンジャーワイヤー14 ㎜^{2}
支線取付金物（元）：使用支持管Φ48.6 ㎜用、鉄溶融亜鉛メッキ仕上げ
支線取付金物（末）：波板鉄板用、鉄溶融亜鉛メッキ仕上げ
接続端子：銅製、接触面クロムメッキ仕上げ
引下線保護：電線管 PF-22

４）その他

材料・器具等はすべて新品とし、JIS 規格及び関係法令等の基準に合格したものを採用する。

８．その他

以上の内容に関して不明な点があれば、ＦＡＸにて下記へ問い合わせること。

奈良県文化財保存事務所　玉置神社出張所
FAX・TEL　０７４６－６４－００２０
担当　髙宮・落合